

「温泉文化」啓発映像（アニメーション）制作業務委託 企画提案要領

1 事業の名称

「温泉文化」啓発映像（アニメーション）制作業務

2 制作目的

日本人は、温泉を訪れて入浴することを通じ、四季を感じ、自然と交わり、神を感じることで、心の癒やしを得てきました。そして温泉の効能により体の癒やしを得てきました。「温泉文化」は、「自然の恵みである温泉に浸かり、心と体を癒やす」という、日本人に根付いている社会的慣習です。本事業では、「温泉文化」をテーマにした映像コンテンツ（アニメーション）を制作することで、国内外の多くの人たちが当該映像コンテンツを視聴し、「温泉文化」についての理解や関心を高めることを目的とします。

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 予算額（委託上限額）

50,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・採用された事業者（優先交渉者）に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと

7 スケジュール

- | | | |
|----------------|--------------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年8月29日（金） | |
| (2) 質問受付 | 令和7年9月12日（金）午後5時まで | ※詳細は、下記8のとおり |
| (3) 参加申込書 | 令和7年9月12日（金）午後5時必着 | ※詳細は、下記9のとおり |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年9月24日（水）午後5時必着 | ※詳細は、下記10のとおり |
| (5) 審査・結果発表 | 令和7年10月上旬（予定） | ※詳細は、下記11のとおり |

8 質問受付

次のとおり、参加申込を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月12日(金)午後5時 まで
- (2) 質問様式 質問様式(様式2)による。
- (3) 質問方法 「14 問い合わせ先」あて、電子メールにより送付
※件名を「「温泉文化」啓発映像(アニメーション)制作業務委託に係る質問」としてくだ
さい。
※電子メールにより質問を提出した後は「14 問い合わせ先」まで必ず電話連絡願います。
- (4) その他 質問に対する回答は、令和7年9月17日(水)までに質問者及び参加申込書の提出があ
った全事業者へ、電子メールにより行います。
※質問のあった事業者名は公開しません。

9 参加申込書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書(様式1)」を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年9月12日(金)午後5時 必着
- (2) 提出方法 「14 問い合わせ先」あて、電子メールにより提出
※電子メールにより参加申込書を提出した後は、「14 問い合わせ先」まで必ず電話連絡願
います。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書表紙(様式3)
 - イ 企画提案書本体(任意様式)
 - ウ 費用見積書(任意様式)
 - エ 業務実施体制表(様式4)
 - オ 提案事業者の概要がわかる資料(パンフレット等)
 - カ その他、提案内容に関して必要な資料
 - キ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)
 - ク 課税(免税)事業者届出書(様式6)
- ※全て押印不要
- (2) 提出方法・提出期限
- ア 提出方法 「14 問い合わせ先」あて、電子メールにより提出
※電子メールにより提出した後は、「14 問い合わせ先」まで必ず電話連絡願いま
す。
※1通あたりの最大添付ファイル容量は6MBまでとしてください。データ容量が
大きい場合電子メールが送付できない場合は、「14 問い合わせ先」に連絡くださ
い。(群馬県からファイル共有システムのURLを送付します)
- イ 提出期限 令和7年9月24日(水)午後5時 必着
- (3) 企画提案書等の取扱い
- ・提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しません。
 - ・提出された企画提案書等は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
 - ・提出書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、提出
書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)、群
馬県情報公開条例(平成12年6月14日条例第83号)に基づき、不開示情報及び非開示情報(個
人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となりますので御承知おきく
ださい。
- (4) その他注意事項
- ・企画提案書等の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
 - ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には
契約を解除することがあります。

- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

11 審査

提出された書類に基づき、国内外への訴求力が高いオリジナルの映像制作能力を有し、かつ最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託業務の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

(1) 審査方法 提出いただいた企画提案書等をもとに書類審査を行います。

※事業者が多い場合、一次審査を実施することがあります。

※審査する上で必要がある場合、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査結果の通知 令和7年10月中旬までに、事業者全てに電子メールにより通知します。

12 契約

- ・提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。
- ・契約に当たっては、群馬県の「物品等購入資格者名簿」に登録されていない者には、「法人登記簿謄本の写し」、「決算書の写し」、「県税完納証明書」等の書類を提出いただく場合があります。
- ・契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を示したうえで、見積書を提出いただきます。
- ・なお、採用者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・本業務により制作された成果物に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属します。
- ・本業務は、内閣府所管の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」等を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行っていただきます。
- ・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合があります。なお、本事業に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存していただきます。

13 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県が定めるものとします。

14 問い合わせ先（提出先）

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁18階北

群馬県 地域創生部 文化振興課 温泉文化係

電話 027-226-3748（直通）／027-223-1111（代表）内線3748

メール bunshinka@pref.gunma.lg.jp